

社会福祉士養成施設 手続整理表

事項		計画書	申請書		届出書	
		1年前まで	6か月前まで	3か月前まで	1か月以内	
新規設置		○	○(※1)			
変更	学則	修業年限	○	○(※1)		
		養成課程	○	○(※1)		
		入学定員	増加	○	○(※1)	
			減少			○
		学級数	○	○(※1)		
		その他				○
	通信養成を行う地域（通信課程の場合）		○			
	添削その他の指導の方法（通信課程の場合）		○			
	校舎の各室の用途及び面積（教室・会場の変更）		○			
	設置者の名称及び主たる事務所の所在地		○			
養成施設の名称及び位置				○		
養成施設の長				○		
実習施設及び実習指導者				○		
教員（専任教員、教員要件のある科目を担当する教員）				○		
課程修了の認定方法（通信課程の場合）				○		
指定取消			○(※2)			
業務報告		毎年5月末までに報告				

※1 計画書が必要な申請は、計画書審査後に申請書提出となります。

※2 規則上、提出期限の定めはありませんが、在籍生の対応に関する協議がありますので、可能な限り6か月前までに申請をお願いします。